

令和 2 年 5 月 8 日
ヒアリ対策に関する関係省庁会議

ヒアリ定着阻止のための調査・防除の円滑化について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法」、平成 16 年法律第 78 号。）に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 16 都道府県で 49 事例が確認されており、わが国への定着が懸念されている。

また、東京港青海ふ頭において多数の女王アリが確認された状況等を受け、令和元年 10 月 21 日に開催されたヒアリ対策関係閣僚会議で政府一丸となった緊急対応を申し合わせ、関係各省庁が協力して取組を進めているところである。

環境省では昨年 10 月から 11 月にかけて、青海ふ頭の周辺半径 2 km を目安としつつ、港湾関係敷地に加え、公園や学校等の公共施設、民間事業者敷地、貨物の野積場、公道沿い等で、ヒアリの拡散がないかの詳細な確認調査を実施した。これらの調査は関係省庁や東京都の協力を得て行われたが、実際に現場作業に入るまでに、調査対象である土地や施設の管理者や調整窓口の把握、調査に当たっての必要な手続きの確認、日程の調整等に多大なる時間と労力を要した。

今後、より市街地に近い港湾や内陸部の地域等においてヒアリが確認された場合、青海ふ頭の事例よりもさらに多様な管理・利用形態の土地で調査・防除を行う必要が生ずることが想定される。ヒアリが発見された場合には、できる限り迅速かつ効果的に調査・防除を行うことが、国内への定着を防止するために不可欠であることに鑑み、調査・防除の実施に際しての連絡・調整について、関係省庁は以下の通り対応する。

- （１）ヒアリが確認された際には、発見者や土地・施設管理者等の属性にかかわらず、速やかに環境省に情報を集約する。
- （２）環境省は、得られた情報をもとに専門家とともに調査・防除の方針を立て、速やかに関係省庁に連絡を行う。
- （３）調査・防除のための土地・施設への環境省及び関係者の立ち入り等の調整を円滑にするため、関係省庁は以下のように備える。
 - ①各省庁が直接管理している土地・施設のうち、予め調整フローを作成することが必要と考えられる土地・施設について、当該省庁は各省庁内での調整フローを整備する。
 - ②自治体、民間が管理する土地・施設のうち、関係省庁の協力が調査の円滑な実施に必要と考えられる土地・施設について、当該省庁は各省庁内及び自治体等も含めた調整フローを整備する。
 - ③その他の土地・施設について、環境省は、個別の事案に応じて、自治体や地域の関係団体等を通じた連絡調整を行う。その際、関係省庁は必要な助言を行う。

以上